

一般競争入札公告

神契公告第 96 号

一般競争入札の実施について

一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月12日

神栖市長 石田 進

公告番号	神契公告第 96 号		担当課・TEL	生活環境部防災安全課	0299-90-1126	
事業名	5防災行政無線システム改修実施設計業務委託					
事業場所	神栖市役所 防災安全課 外					
案件概要	防災行政無線システム改修実施設計業務 1式					
履行期間等	契約締結日の翌日から 令和6年3月15日 まで					
事業種別	建設コンサルタント					
入札参加資格要件	登録区分	コンサル	登録業種	土木関係建設コンサルタント		
	営業所の許可等	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省建設コンサルタント登録制度（電気電子部門）に登録があること。 プライバシーマーク又はISO/IEC27001の認証を受けていること 市町村60MHz帯デジタル防災行政無線の実験試験局（ARIB STD-T86及びT115）の2種（16QAM・QPSK）の免許を有すること。 				
	総合点					
	営業所の所在地	関東総合通信局管内（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県）に本店または支店等				
	技術者要件	次の技術者を適正に配置すること。なお、配置する技術者にあつては受注者と直接的かつ引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。 (1)管理技術者は、技術士（電気電子部門）又はRCCM（電気電子部門）の資格を有する者。 (2)照査技術者は、第1級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者。 (3)担当技術者は、第2級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者。 ※管理技術者と照査技術者との兼務は認めない。			専任性	
	履行実績	関東総合通信局管内において、平成25年4月1日以降に市町村60MHz帯デジタル同報系防災行政無線の設計業務委託を元請けとして適正に履行した実績を有すること。				
	その他要件					
設計図書の閲覧	場所	直接閲覧・貸出を希望する場合は上記記載の担当課（事前連絡を要する）				
	アドレス	神栖市ホームページ https://www.city.kamisui.baraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html 入札情報サービス https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-top.html				
入札方法	電子・紙種別	電子入札				
入札参加受付（電子入札）	期間	令和5年6月13日 9:00 ~ 令和5年6月22日 17:00 ※ただし、土、日曜日を除く。				
質疑・回答	受付期限	令和5年6月19日 17:00	回答日	令和5年6月21日		
	提出方法	電子メールまたは持参 nyusatsu@city.kamisui.baraki.jp	回答方法	市ホームページに掲載する https://www.city.kamisui.baraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html		
		設計図書に関する質疑の有無について確認した後、入札書を提出すること。 質疑の回答も仕様の一部とする。				
入札書受付期間等	電子入札	令和5年6月23日 9:00 ~ 令和5年7月4日 17:00				
	郵便入札	事前承諾を得た紙入札に限り、令和5年6月23日9:00以降に郵送手続きを行い、令和5年7月4日17:00までに神栖郵便局必着				
入札時注意事項	入札書	入札書には、契約希望金額の100/110の額を記載すること。				
	内訳書	不要				
	その他					
入札（開札）日時	日時	令和5年7月6日 13:40				
	場所	神栖市役所分庁舎 2階 会議室3				
予定価格	6,940,000 円（税抜）			低入札調査基準最低制限価格	最低制限価格設定	
入札保証金	免除	契約保証金	免除			
前払金	有	（契約金額の3割以内）		部分払	無	
建設リサイクル法		議決の要否	否	長期継続契約	対象外	
その他	●本公告の外、一般競争入札共通事項の記載事項も公告の一部となるため必ず確認すること。 一般競争入札共通事項 URL https://www.city.kamisui.baraki.jp/business/bid/1002558/1002570.html					
入札参加資格審査書類	一般競争入札共通事項のとおり 落札の日から起算して2日（市役所の閉庁日を除く執務時間中）以内に提出すること。					